

生命倫理調査会平成16（2004）年ヒト胚報告書の背景と議論

生命倫理専門調査会委員 位田隆一

20120312 総合科学技術会議生命倫理専門調査会

1. ヒト胚を扱うようになったきっかけ

ヒト ES 細胞研究指針案の諮問（文部科学省）⇒答申

ヒト受精胚の地位の問題

クローン法に基づく特定胚指針案の諮問（文部科学省）⇒特定胚指針 WG で集中審議

動物性集合胚のみ研究可

原案（文科省）では、クローン胚と動物性集合胚を許容することになっていた。

⇒許容した理由

子宮に戻しても人にはならない

研究の有用性＝ブタの体内にヒトの肝臓等を作る：移植用臓器の産生

クローン胚を許容しなかった理由

クローン胚はヒトの胚の一種（受精胚ではないが）

まず人の受精胚一般について、原則的位置づけを明らかにする必要

これまで十分に議論していない（ヒト ES 細胞関連のみ）

クローン胚及びその他のいくつかの胚はヒトの胚

⇒人の受精胚についての一般論を行って後に、

その応用問題としてクローン胚等の特定胚は議論すべき。

特定胚指針に関する答申後、ヒト胚について全体的な議論をする必要の指摘（井村会長）

⇒ヒト受精胚に関する議論を開始

2. ヒト胚報告書の審議の仕方

当初は全体会議でヒアリングや議論

後にプロジェクトチームを作り、素案を作成することとなった。（位田座長）

プロジェクトチームでの議論

素案の骨格は位田が提案

ヒト（受精）胚の全般的議論をするべきところ、人クローン胚を許容するか否かの議論へ

意見が対立：ヒト胚一般の位置付けを議論するべきとの意見

人クローン胚を認めることを前提に、その条件を考える意見

倫理的に詰めた議論は行われていない⇒平行線

クローン胚を認める理由

ES 細胞の研究を認めた⇒次はクローン胚

ヒトのことはヒトで試してみないと結局はわからない

PT 内で意見の合意を見ず、事務局中心に素案がまとめられる

3. ヒト胚報告書の議論の対立点

(1) ヒト受精胚は人の「生命の萌芽」ということについて

人の生命の萌芽とは何か

- ・人の生命のプロセスにすでに入っている＝生命に近いと考える
- ・人の生命にはなっていないから、慎重に利用する

人の生命の萌芽を利用することの意味

- ・生命操作の可能性への懸念
- ・新しい科学技術によって疾病を治癒できる可能性

人の生命の萌芽を利用する条件

- ・そこに重篤な患者さんがいるから、使ってよいと考えるか
- ・あくまでも生命が始まっているから、例外にとどまるか

人の生命の萌芽を利用することのプラスとマイナス

- ・生命操作につながる⇒極めて慎重であるべき
- ・ヒトにはなっていないから、慎重に利用するのは認められる患者さんを救うことができる
⇨患者さんを救うためならどのような方法でもよいか
＝今目の前にある科学技術を使ってよいか？

(2) 人クローン胚を認めるか否かについて

- ・ES細胞の研究を認めたのだから、当然クローン胚も認めるべき
- ・人クローン胚の作製は認められない
- ・ES細胞研究は始まったばかりだから、いま認めるのは時期尚早

最終的に政策選択として、多数決により、人クローン胚の作製を認める
両論併記他はしていないが、共同反対意見や個別意見等が付されている

参考文献

島藺進『いのちの始まりの生命倫理』春秋社 2006年

位田隆一「『ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方』について」『生命倫理』（日本生命倫理学会）通巻15号（2004）、28－36頁